

株 主 各 位

横浜市中区尾上町6丁目81番地  
**株式会社 日 新**  
代表取締役社長 筒井 雅洋

## 第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を行っていただくようご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時45分までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、または2020年6月23日（火曜日）午後5時45分までにインターネットウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。そのため、当日ご来場いただきましても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。
- ・お土産の配布は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

### 記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市中区山下町2番地  
産業貿易センタービル9階 横浜シンポジア
3. 目的事項  
報 告 事 項 1. 第111期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第111期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項  
第 1 号 議 案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件  
第 2 号 議 案 役員賞与支給の件
4. 議決権の行使について  
議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。  
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nissin-tw.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
    - ①連結計算書類の連結注記表
    - ②計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nissin-tw.com/>) に掲載させていただきます。
  - ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nissin-tw.com/>) でお知らせいたしますのでご確認ください。

(添付書類)

# 事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期の世界経済は先行き不透明感による経済減速傾向が持続し、わが国においても2019年10月～12月期の実質GDP成長率がマイナスに転じました。更に2020年に入ると新型コロナウイルス（以下「新型コロナウイルス」）の世界的蔓延が世界経済とわが国経済に一層の後退をもたらしました。

このような状況下、当社グループは3年目に入った第6次中期経営計画を力強く推進し、国内外で新倉庫開設、台湾に新会社設立などの投資を行いました。また、国内での業務効率化、海外での組織再編など収益力向上に取り組み、確実な効果を上げました。これらの施策推進に伴いグループ収益は第1四半期を底に、第2四半期、第3四半期と着実に回復しました。しかしながら2月に入り新型コロナウイルスの影響により貨物量、旅客数が減少し始め、収益回復が遅れました。

セグメント別では、物流事業は自動車関連貨物が減少しました。旅行事業は第4四半期からの渡航自粛の動きが収益を押し下げました。不動産事業は堅調を維持しました。

これらの結果、当期における売上高は前期比9.5%減の197,387百万円、営業利益は前期比38.1%減の3,528百万円、経常利益は前期比37.5%減の4,114百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比38.9%減の2,705百万円となりました。

事業別の概況は以下のとおりであります。

#### ① 物流事業

日本では化学品・危険品を含む倉庫事業が堅調に推移しました。海上貨物は輸出貨物量が前年を下回ったものの、白物家電などの輸入が好調でした。航空貨物は輸出入物量が減少しました。

海外では、アジア、米州、欧州はいずれも自動車関連貨物の荷動きが弱く、アジア各国では域内貨物輸送と保管業務、米州では航空貨物と倉庫業務、欧州では英国の国内配送業務

がそれぞれ軟調に推移しました。

中国は香港発電子部品航空貨物が米中貿易摩擦の継続、香港デモなどの影響もあり減少しました。

これらの結果、売上高は前期比7.2%減の143,543百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比41.1%減の2,501百万円となりました。

## ② 旅行事業

主力の業務渡航ビジネスは顧客の経費節減志向の継続に加え、新型コロナウイルスの影響もあり、取扱人数が減少しました。

この結果、売上高は前期比15.4%減の52,603百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比75.8%減の139百万円となりました。

## ③ 不動産事業

京浜地区における商業施設などの不動産事業が年間を通じ堅調に推移しました。

この結果、売上高は前期比5.6%増の1,725百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比1.8%増の890百万円となりました。

## 事業別の売上高および営業利益

(単位：百万円)

区 分	売 上 高				営 業 利 益			
	当 期	前 期	当 期 構成比	前期比 増減率	当 期	前 期	当 期 構成比	前期比 増減率
物 流 事 業	143,543	154,673	72.7%	△7.2%	2,501	4,247	70.9%	△41.1%
旅 行 事 業	52,603	62,187	26.6%	△15.4%	139	573	3.9%	△75.8%
不 動 産 事 業	1,725	1,633	0.9%	5.6%	890	874	25.2%	1.8%
報告セグメント計	197,872	218,494	100.2%	－	3,531	5,695	100.1%	－
調 整 額 計	△485	△454	△0.2%	－	△2	3	△0.1%	－
合 計	197,387	218,040	100.0%	△9.5%	3,528	5,698	100.0%	△38.1%

### (2) 設備投資および資金調達の状況

当期における設備投資額は、土地取得、新倉庫建設など6,310百万円であり、設備投資資金は、自己資金および借入金を充当いたしました。

### (3) 対処すべき課題

2017年4月にスタートした第6次中期経営計画（2017年4月～2022年3月）では、計画期間を従来の3年から5年に伸ばして、当社グループのテーマである「グローバル・ロジスティクス・サービス・プロバイダー（GLSP）」として世界最高品質の物流企業への更なる進化を目指しています。

4年目に入る第6次中期経営計画の重点施策である自動車関連物流、化学品・危険品物流、食品物流を中心とした事業の強化・拡大は、地域別施策を軸に引き続き力強く推進してまいります。

国内投資案件は九州日新アイランドシティー・ロジスティクスセンター、摩耶西冷蔵倉庫の稼働に続き、2021年3月には「平和島冷蔵物流センター（仮称）」が稼働予定です。これらの倉庫を中核とした食品物流事業の収益拡大を図ります。業務効率化向上は、2020年度にグループ経営基盤の強化と組織の効率化を目的とした機構変更を行い、一層の収益拡大に努めます。海外事業については、新機構の中に新たに海外本部を設け、よりスピード感のある海外事業を加速させます。国内外グループ各社は、足下で発生している顧客のグローバル・サプライチェーンの混乱を一刻も早く回復できるよう、万全の輸送サービスを提供してまいります。

旅行事業では、引き続きMICE、インバウンド需要、教育関連旅行に注力するとともに、新

型ウイルス禍収束後の業務渡航需要への対応に万全を期してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第108期 (2017年3月期)	第109期 (2018年3月期)	第110期 (2019年3月期)	第111期(当期) (2020年3月期)
売上高	201,209 百万円	216,924 百万円	218,040 百万円	<b>197,387 百万円</b>
経常利益	6,266 百万円	6,869 百万円	6,584 百万円	<b>4,114 百万円</b>
親会社株主に帰属 する当期純利益	4,457 百万円	5,210 百万円	4,426 百万円	<b>2,705 百万円</b>
1株当たり当期純利益	223円29銭	263円61銭	223円95銭	<b>137円13銭</b>
総 資 産	112,413 百万円	119,494 百万円	120,516 百万円	<b>118,678 百万円</b>
純 資 産	55,128 百万円	61,041 百万円	62,070 百万円	<b>60,437 百万円</b>

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第108期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第110期の期首から適用しており、第109期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 北 海 道 日 新	95 百万円	100 %	貨物自動車運送業、倉庫業
日 新 エ ア カ ー ゴ 株 式 会 社	60 百万円	100 %	航空貨物取扱業、通関業
日 新 産 業 株 式 会 社	50 百万円	100 %	構内作業
株 式 会 社 九 州 日 新	450 百万円	100 %	倉庫業、貨物自動車運送業
鶴 見 倉 庫 株 式 会 社	40 百万円	100 %	倉庫業、港湾荷役事業
日 新 航 空 サ ー ビ ス 株 式 会 社	450 百万円	96 %	旅行業
日 中 平 和 観 光 株 式 会 社	90 百万円	99.99 %	旅行業
板 橋 運 送 株 式 会 社	80 百万円	67.56 %	貨物自動車運送業、不動産業
京 浜 不 動 産 株 式 会 社	100 百万円	94.10 %	不動産業
NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A.,INC. (米国日新)	350 万米ドル	100 %	利用運送業、倉庫業、通関業
NISSIN TRANSPORT GmbH (ドイツ日新)	235 万ユーロ	100 %	利用運送業、倉庫業、通関業
日 新 運 輸 倉 庫 ( 香 港 ) 有 限 公 司 (香港日新)	730 万香港ドル	100 %	利用運送業、倉庫業
上 海 高 信 国 際 物 流 有 限 公 司 (上海高信)	5,450 万人民元	25 %	利用運送業、倉庫業
SIAM NISTRANS CO., LTD. (タイ日新)	2,500 万タイバーツ	49 %	利用運送業、通関業

当社の連結子会社は上記記載の重要な子会社を含む54社であり、持分法適用会社は5社であります。当期の連結売上高は197,387百万円（前期比9.5%減）となり、連結営業利益は3,528百万円（前期比38.1%減）、連結経常利益は4,114百万円（前期比37.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,705百万円（前期比38.9%減）となりました。

## (6) 主要な事業内容

- ① 物流事業 国際複合一貫輸送、海外物流、航空貨物輸送、港湾運送、自動車運送、倉庫、構内作業 他
- ② 旅行事業 旅行業 他
- ③ 不動産事業 不動産の賃貸 他

## (7) 本店および支店

### ① 当社の本店および支店

- 本 店 横浜市中区尾上町6丁目81番地
- 支 店 東京事務所（東京都千代田区）、大阪支店（大阪市中央区）、神戸支店（神戸市中央区）、千葉支店（千葉市中央区）

### ② 主要な子会社の本店

- NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A.,INC. (米国)、
- 日新産業株式会社（横浜市中区）、日新航空サービス株式会社（東京都中野区）、
- 鶴見倉庫株式会社（横浜市鶴見区）

## (8) 従業員の状況

事業別の区分	従業員数	前期比
物 流 事 業	5,610 名	△12 名
旅 行 事 業	469	+7
不 動 産 事 業	9	△1
合 計	6,088	△6

## (9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,295 百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,300
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,190
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,985



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株  
(2) 発行済株式総数 20,272,769株  
(うち自己株式 683,625株)  
(3) 株主数 3,547名  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社三菱UFJ銀行	986 千株	5.03 %
株式会社横浜銀行	978	4.99
日新商事株式会社	890	4.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	873	4.45
日本生命保険相互会社	735	3.75
株式会社三井住友銀行	649	3.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	591	3.01
三菱UFJ信託銀行株式会社	587	3.00
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	528	2.70
日新社員持株会	514	2.62

(注) 持株比率は自己株式 (683,625株) を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中の新株予約権交付の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 執行役員	筒井 博	代表取締役、最高経営責任者（CEO）
取締役社長 執行役員	筒井 雅 洋	代表取締役、業務執行責任者（COO） 横浜航空貨物ターミナル株式会社代表取締役社長
取締役専務 執行役員	渡 邊 淳一郎	社長補佐、営業本部長
取締役常務 執行役員	柘 田 建二郎	海運・港運部門、現業部門担当
取締役常務 執行役員	筒井 昌 隆	国際海上部門、通関部、引越部担当
取締役常務 執行役員	石 山 知 直	経理部、業務管理室担当、総務・コンプライアンス部、 人事部、安全環境管理部管掌
取締役常務 執行役員	鳥 尾 省 治	関西支社長
取締役常務 執行役員	中 込 利 嘉	ＡＥＯ統括室、業務高度化推進室、総合システム部、 関係会社管理室担当、兼経営企画部長
取締 役	藤 本 進	株式会社東海東京調査センター取締役会長
取(監 査 等 委 員)勤	藤 根 剛	日新航空サービス株式会社監査役、日中平和観光株式会社監査役
取(監 査 等 委 員)	小 林 貞 雄	
取(監 査 等 委 員)	増 田 文 彦	神奈川臨海通運株式会社取締役相談役

- (注) 1. 藤本進氏、藤根剛氏、小林貞雄氏および増田文彦氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員会の監査の実効性を高め、情報収集その他内部監査部門等との連携強化を目的に、藤根剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である藤根剛氏は中小企業診断士の資格を有しており、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 日新航空サービス株式会社、日中平和観光株式会社は当社の子会社であります。
5. 横浜航空貨物ターミナル株式会社、株式会社東海東京調査センター、神奈川臨海通運株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
6. 2019年6月21日開催の定時株主総会において、新たに藤本進氏が取締役に選任され、就任いたしました。

7. 2019年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役赤尾吉生氏、櫻井秀人氏は任期満了により退任いたしました。
8. 2020年4月1日付にて、取締役の地位・担当を次のとおり変更しました。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 専 務 執 行 役 員	渡 邊 淳 一 郎	社長補佐、営業本部長、兼事業本部担当
取 締 役 専 務 執 行 役 員	筒 井 昌 隆	事業本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	柘 田 建 二 郎	関東倉庫事業部、海運・港運事業部担当、兼陸運事業部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	石 山 知 直	A E O統括室、経営企画部、業務管理室、経理部、関係会社管理室担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	中 込 利 嘉	海外本部担当

9. 2020年5月18日付にて、取締役の地位・担当を次のとおり変更しました。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 相 談 役	筒 井 博	

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である藤本進氏、藤根剛氏、小林貞雄氏および増田文彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 総 額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	11名 （ 1名）	265百万円 （ 5百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （ 3名）	31百万円 （ 31百万円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額の総額には、第111期定時株主総会において決議予定の役員賞与33百万円を含めております。
2. 2019年6月21日開催の定時株主総会において決議された役員報酬として、取締役（監査等委員を除く。）10名に対し54百万円を支払っております。
3. 2015年6月24日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額360百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない。）、監査等委員の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	藤 本 進	2019年6月21日就任以降開催された取締役会14回の全てに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	藤 根 剛	当期開催の取締役会18回の全てに出席、また、当期開催の監査等委員会7回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	小 林 貞 雄	当期開催の取締役会18回の全てに出席、また、当期開催の監査等委員会7回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	増 田 文 彦	当期開催の取締役会18回の全てに出席、また、当期開催の監査等委員会7回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

57百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

### (3) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

67百万円

なお、当社の重要な子会社のうち、NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A., INC.、NISSIN TRANSPORT GmbH他3社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査（会社法または金融商品取引法の規定によるものに限る。）を受けております。

- (注) 1. 「公認会計士または監査法人」には、外国におけるこれら資格に相当する資格を有する者も含まれております。
2. 「会社法または金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令も含まれております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務遂行状況等を総合的に勘案し、必要と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、公正な企業活動を推進するために、その基本方針や具体的推進策を定めた企業行動憲章およびコンプライアンス関連諸規則を遵守するとともに、研修や社内掲示などを通じて、コンプライアンスに関する啓発・教育を行う。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会により、コンプライアンス活動の実践に努めるとともに、内部通報制度を整備し不正行為等の早期発見と是正に努め、コンプライアンス経営をより一層強化する。

企業行動憲章では、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には、断固たる行動をとる旨定め、一切の関係を遮断することを「コンプライアンス・マニュアル」により役職員に周知する。また、これらの勢力および団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し毅然と対応する。

監査室は内部監査基本計画に基づき、コンプライアンスや職務執行状況の監査を実施し、内部監査の結果を社長および取締役会並びに監査等委員会に報告する。

また、財務報告の信頼性を確保するために内部統制評価委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の整備および運用の有効性を評価し状況を把握する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する重要事項については、稟議規程および取締役会規程等の関連規程に基づき稟議書、議事録等を作成し、文書取扱規程により適正な保存および管理を行うものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスに係るリスク、信用・法務リスク、オペレーショナル・リスクや環境および品質に係るリスクなどの経営に重大な影響を及ぼすリスクを全社的観点より洗い出し適切な対応を図るため、リスクマネジメント規則に基づきリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築および運用を行う。

自然災害等の緊急事態に対しては、安全確保と顧客貨物の保全、および会社財産の損害を最小限に抑え事業活動を早期に復旧させることを目的として、危機管理規程に基づき対応する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

業務を組織的かつ効率的に運営することを目的とし、役職員の職務分掌および責任権限規程を定める。また、組織および組織単位の業務分掌を定める規程により、経営組織および組織単位を明確にするとともに、各組織の所管や担当業務の分掌を定める。

取締役の職務執行の効率性を向上させるため、決裁権限規程に基づき、稟議書等により所定の承認を行うほか、重要事項については経営会議で審議したうえで取締役会に諮る。

取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程に定められた付議基準に基づき、重要な業務執行を決定する。取締役会において中期経営計画および各年度予算を決議し、各部門が管轄する具体的な施策および効率的な業務執行体制を決定するとともに、目標達成に向けた進捗管理を行い、その状況は各部門より、定期的にと取締役会へ報告させることとしている。

内部統制の強化と業務品質向上のため、業務を指導する専任部署を設置し、グループ会社も含め、改善に取り組む支援体制を構築する。

⑤ **当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に業務執行、財務状況その他重要な情報について関係会社管理規程および日新グループ会計方針に基づき、当社への事前協議や報告を義務づけている。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社のリスクについて年度毎にリスク報告書の提出を求め、リスクマネジメント規則に基づきリスク管理体制を構築しリスクの管理を行うとともに、関係会社管理規程に基づく協議・報告や「コンプライアンス・マニュアル」により情報の共有化を図る。また、緊急事態発生時の子会社との連携・対処について危機管理規程により定める。

ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の効率的な業務執行のため関係会社管理規程にて責任権限を定めるとともに、年度予算等承認された事業計画の執行状況を定期的にと取締役会に報告する。

二) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に企業行動憲章の周知や「コンプライアンス・マニュアル」の整備を求め啓蒙を図る。また、子会社内部監査を実施し、結果を子会社に通知するとともに概要を定期的にと取締役会に報告する。

- ⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**  
内部監査部門として監査室を置き、当部の所属員は監査等委員会の職務の補助を兼務する。
- ⑦ **⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
監査室所属の使用人の任命、異動等の取扱いについては監査等委員会と事前に協議のうえ決定する。
- ⑧ **⑥の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**  
監査室所属の使用人の職務は、組織および組織単位の業務分掌を定める規程に定め、監査等委員会の指示に従う体制を確保する。
- ⑨ **監査等委員会への報告に関する体制**  
イ) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制  
取締役および使用人は、監査等委員会より事業に係る報告を求められた場合はすみやかに報告を行うものとする。また、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に報告を行うものとする。  
社内および社外に設置しているヘルプデスクなどへの法令違反行為等に係る通報または相談に関し、重要なものは監査等委員会に報告する。監査室は内部監査についての情報を定期的に監査等委員会に報告する。  
ロ) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制  
社内および社外に設置している関係会社ヘルプデスクなどへの法令違反行為等に係る通報または相談に関し、重要なものは監査等委員会に報告する。監査室は子会社内部監査についての結果を監査等委員会に報告する。
- ⑩ **⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**  
子会社を含め使用人がヘルプデスクへの通報または相談を理由に不利益な取扱いを受けない旨を内部通報取扱規則等に規定している。
- ⑪ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項**  
監査等委員の職務の執行に係る費用等について、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用は会社が負担するものとする。
- ⑫ **監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**  
当社は、監査等委員会が会計監査人より定期的に監査の状況報告を受けるとともに、監査室と緊密な連携を保ち内部監査についての情報を活用した監査が実効的に行われる体制を確保する。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 当社の取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を十分に議論の上決定するとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。  
また、コンプライアンス委員会を適宜開催し、当社および当社グループの法令遵守推進と、違反の未然防止に努めております。
- ② 内部監査につきましては、他の部門から独立した当社の監査室が、監査計画に基づき、当社および当社グループの内部監査を実施しております。  
監査結果は、取締役会および監査等委員会に報告され、コンプライアンスの徹底や業務の改善に反映されております。
- ③ 財務報告に係る内部統制の有効性を評価するため、内部統制評価委員会を設け、実施計画を策定し、計画に基づき当社および当社グループの内部統制評価を行っております。
- ④ リスクマネジメントの目的、体制を定めたリスクマネジメント規則および危機発生時の対応を定めた危機管理規程を整備するとともに、年度毎に当社および当社グループのリスクを洗い出し、対応を図るため、重要リスク管理表を作成しリスク管理委員会に報告しております。
- ⑤ 監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席や稟議書の閲覧等を通じ、取締役および使用人から事業に係る報告を受け、意思決定や業務執行の監査・監督を行っております。  
監査等委員会は、その職務を補助する使用人を内部監査部門に擁するほか、内部監査部門および会計監査人と定期的に情報交換等を行っており、監査の実効性の確保に努めております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の経営環境の変化や事業展開などを見据え、業績、財務状況、配当性向の水準などを総合的に勘案し、安定的配当の継続を基本に、株主に対する利益還元の充実に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の確立に向け、中長期的見地に立ったグローバルな事業展開をはじめ、物流施設やIT関連の整備・拡充および財務体質の強化のために活用してまいります。

なお、当社は2006年6月29日開催の定時株主総会において、取締役会決議により剰余金の配当等を行う旨の定款変更を決議しております。

第111期期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

##### ① 配当財産の種類

金銭

##### ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金28円 総額 548,496,032円

なお、中間配当金として28円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり56円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月9日

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>		<b>流 動 負 債</b>	
現金及び預金	19,367	支払手形及び買掛金	10,803
受取手形及び売掛金	24,060	短期借入金	9,211
原材料及び貯蔵品	105	リース債務	2,282
その他	5,246	未払法人税等	940
貸倒引当金	△86	賞与引当金	2,158
<b>流動資産合計</b>	<b>48,693</b>	役員賞与引当金	38
<b>固 定 資 産</b>		その他	6,083
<b>有 形 固 定 資 産</b>		<b>流 動 負 債 合 計</b>	<b>31,518</b>
建物及び構築物	20,956	<b>固 定 負 債</b>	
機械装置及び運搬具	3,896	社長期借入金	2,000
土地	21,833	リース債務	13,658
その他	1,941	長期未払金	352
<b>有形固定資産合計</b>	<b>48,629</b>	繰延税金負債	584
<b>無 形 固 定 資 産</b>		退職給付に係る負債	5,073
借地権	507	その他	1,910
その他	1,182	<b>固 定 負 債 合 計</b>	<b>26,722</b>
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,689</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>58,241</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>		<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	13,093	<b>株 主 資 本</b>	
長期貸付金	532	資本金	6,097
退職給付に係る資産	846	資本剰余金	4,711
繰延税金資産	1,622	利益剰余金	48,298
その他	3,696	自己株式	△1,063
貸倒引当金	△125	<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>58,043</b>
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>19,666</b>	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	
<b>固 定 資 産 合 計</b>	<b>69,985</b>	その他有価証券評価差額金	2,621
<b>資 産 合 計</b>	<b>118,678</b>	繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	△1,237
		退職給付に係る調整累計額	△1,404
		<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計</b>	<b>△19</b>
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>2,413</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>60,437</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>118,678</b>

# 連結損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		197,387
売上原価		165,504
<b>売上総利益</b>		<b>31,883</b>
販売費及び一般管理費		28,354
<b>営業利益</b>		<b>3,528</b>
営業外収益		
受取利息	117	
受取配当金	426	
持分法による投資利益	247	
為替差益	28	
その他	334	1,155
営業外費用		
支払利息	416	
支払手数料	12	
その他	140	569
<b>経常利益</b>		<b>4,114</b>
特別利益		
補助金収入	845	
受取保険金	210	
投資有価証券売却益	155	
固定資産売却益	45	1,256
特別損失		
固定資産除却損	434	
減損損失	215	
投資有価証券評価損	130	
災害による損失	95	
固定資産売却損	0	876
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>4,495</b>
法人税、住民税及び事業税	1,679	
法人税等調整額	△31	1,648
<b>当期純利益</b>		<b>2,847</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		141
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>2,705</b>

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当期首残高	6,097	4,711	46,664	△716	<b>56,756</b>
当期変動額					
剰余金の配当			△1,109		△1,109
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,705		2,705
自己株式の取得				△347	△347
連結子会社の決算期変更 に伴う増減			37		37
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,634	△347	1,286
当期末残高	6,097	4,711	48,298	△1,063	<b>58,043</b>

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,313	0	△622	△743	<b>2,948</b>	2,364	<b>62,070</b>
当期変動額							
剰余金の配当							△1,109
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,705
自己株式の取得							△347
連結子会社の決算期変更 に伴う増減							37
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,692	△0	△614	△660	<b>△2,968</b>	49	△2,919
当期変動額合計	△1,692	△0	△614	△660	<b>△2,968</b>	49	△1,632
当期末残高	2,621	△0	△1,237	△1,404	<b>△19</b>	2,413	<b>60,437</b>

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目	金額
資産の部			負債の部	
流動資産			流動負債	
現金及び預金	8,378		買掛金	8,013
受取手形	551		短期借入金	3,400
材料及び貯蔵品	15,002		1年内返済予定の長期借入金	4,494
前払費用	474		関係会社短期借入金	5,397
短期貸付金	11		未払消費税	136
関係会社短期貸付金	459		未払法人税等	167
税運賃等立替金	1,221		未預かり金	601
その他金	244		関税引当金	577
流動資産合計	△64		賞与引当金	114
	26,292		役員賞与の引当金	1,853
固定資産			流動負債合計	1,276
有形固定資産			固定負債	33
建物	9,939		社長期借入金	171
構築物	812		長期借入金	26,237
機械及び装置	1,354		社長期借入金	2,000
車両運搬具	175		長期借入金	13,689
器具及び備品	165		長期借入金	274
土地	15,159		長期借入金	206
建物	1,274		長期借入金	2,290
有形固定資産合計	28,880		長期借入金	135
無形固定資産			長期借入金	982
権利	504		長期借入金	19,580
フットワーク	512		負債合計	45,818
電加入権	57			
その他資産	272		純資産の部	
投資その他の資産	1,347		株主資本	6,097
投資有価証券	9,013		資本剰余金	4,366
出資株式	9,319		資本剰余金	151
出資金	3		資本剰余金	4,517
長期貸付金	1,577		資本剰余金	1,524
長期貸付金	421		資本剰余金	665
破産更生債権	2,931		資本剰余金	674
長期前払費用	52		資本剰余金	15,500
前年繰入金	46		資本剰余金	7,500
繰入金	1,643		資本剰余金	25,865
保証金	216		資本剰余金	△1,022
保証金	772		株主資本	35,458
流動資産合計	1,256		評価・換算差額等	2,468
流動負債	226		評価・換算差額等	2,468
流動負債	△255		純資産合計	37,927
流動負債合計	27,223		負債純資産合計	83,745
固定資産合計	57,452			
資産合計	83,745			

# 損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		95,865
売上原価		82,345
<b>売上総利益</b>		<b>13,520</b>
販売費及び一般管理費		11,259
<b>営業利益</b>		<b>2,261</b>
営業外収益		
受取利息	36	
受取配当金	981	
受取賃料	37	
為替差益	32	
その他	190	1,278
営業外費用		
支払利息	249	
社債利息	15	
支払手数料	12	
その他	22	301
<b>経常利益</b>		<b>3,238</b>
特別利益		
補助金収入	534	
受取保険金	210	
投資有価証券売却益	155	
固定資産売却益	7	907
特別損失		
固定資産除却損	417	
投資有価証券評価損	130	
災害による損失	95	643
<b>税引前当期純利益</b>		<b>3,503</b>
法人税、住民税及び事業税	1,091	
法人税等調整額	△133	957
<b>当期純利益</b>		<b>2,545</b>

# 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						特別償却 準備金	買換資産 積立金	土地圧縮 積立金	別途 積立金
当期首残高	6,097	4,366	151	<b>4,517</b>	1,524	28	756	303	15,500
当期変動額									
剰余金の配当									
当期純利益									
特別償却準備金の取崩						△28			
買換資産積立金の取崩							△90		
土地圧縮積立金の積立								370	
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△28	△90	370	-
当期末残高	6,097	4,366	151	<b>4,517</b>	1,524	-	665	674	15,500

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金						
当期首残高	6,315	<b>24,428</b>	△675	<b>34,368</b>	4,121	<b>4,121</b>	<b>38,490</b>
当期変動額							
剰余金の配当	△1,109	<b>△1,109</b>		<b>△1,109</b>			<b>△1,109</b>
当期純利益	2,545	<b>2,545</b>		<b>2,545</b>			<b>2,545</b>
特別償却準備金の取崩	28	-		-			-
買換資産積立金の取崩	90	-		-			-
土地圧縮積立金の積立	△370	-		-			-
自己株式の取得			△347	<b>△347</b>			<b>△347</b>
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△1,652	<b>△1,652</b>	<b>△1,652</b>
当期変動額合計	1,184	<b>1,436</b>	△347	<b>1,089</b>	△1,652	<b>△1,652</b>	<b>△563</b>
当期末残高	7,500	<b>25,865</b>	△1,022	<b>35,458</b>	2,468	<b>2,468</b>	<b>37,927</b>



独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社 日新  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 哲也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大嶋 幸児	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日新の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日新及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社 日新  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲也 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大嶋 幸児 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日新の2019年4月1日から2020年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社 日 新 監査等委員会  
監査等委員 藤 根 剛 ㊟  
監査等委員 小 林 貞 雄 ㊟  
監査等委員 増 田 文 彦 ㊟

(注) 監査等委員 藤根 剛、小林貞雄及び増田文彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項


### 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案について同じ。）全員（9名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、本議案について、指名の手續、各候補者の資質および取締役会の構成等の観点から検討を行った結果、本議案で提案されている取締役候補者は適任であると判断しているとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

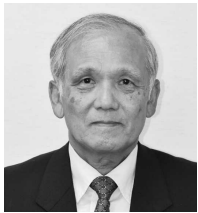
候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	 つつい まさひろ 筒井 雅洋 (1953年2月25日生)	49,620株	1975年4月 大阪商船三井船舶(株)入社 1986年7月 当社入社 1993年6月 当社取締役 2001年4月 当社常務取締役 2005年6月 当社専務取締役 2007年6月 当社代表取締役副社長 2008年6月 当社代表取締役社長業務執行責任者（現在） 2019年6月 横浜航空貨物ターミナル(株)代表取締役社長（現在）
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 代表取締役社長業務執行責任者として当社グループのグローバル化を推進しております。これまでの業務執行責任者としての経験と実績を、当社グループの持続的企業価値向上に活かすため、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
2	 <p>わたなべ じゅんいちろう 渡 邊 淳 一 郎 (1956年5月30日生)</p>	5,900株	1981年4月 (株)三和銀行入行 2009年11月 当社入社 2010年6月 当社執行役員 2012年6月 当社取締役執行役員 2012年10月 当社取締役常務執行役員 2016年4月 当社取締役専務執行役員 (現在) 2020年4月 当社社長補佐、営業本部長、兼事業本部担当 (現在)
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            営業部門や企画、管理部門の責任者として経営に携わり、営業本部長、社長補佐として当社グループの収益力向上に取り組んでおります。金融業界に関する知見と、これまでの当社における営業本部長としての実績をさらに高めるべく、取締役候補者いたしました。</p>			
3	 <p>つつい まさたか 筒 井 昌 隆 (1967年10月10日生)</p>	9,988株	1990年4月 当社入社 2011年4月 当社人事部長 2013年4月 当社執行役員 2014年6月 当社取締役執行役員 2016年4月 当社取締役常務執行役員 2020年4月 当社取締役専務執行役員 (現在) 2020年4月 当社事業本部長 (現在)
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            通関部門や人事部門を中心に豊富な経験と見識を有し、通関業務のグローバル化への対応や人材育成の確保にも努めております。これまでの管理、営業部門に関する経験と、通関業務に関する見識を活かし、事業部門の収益拡大を図るべく、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
4	 <p>ま す だ けんじろう 枘 田 建 二 郎 (1950年11月8日生)</p>	3,600株	1974年 4 月 当 社 入 社 2010年 4 月 当 社 神 戸 支 店 長 2012年 6 月 当 社 執 行 役 員 2013年 6 月 当 社 取 締 役 執 行 役 員 2014年 4 月 当 社 取 締 役 常 務 執 行 役 員 ( 現 在 ) 2020年 4 月 当 社 関 東 倉 庫 事 業 部、海 運・港 運 事 業 部 担 当、兼 陸 運 事 業 部 長 ( 現 在 )
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            海運、港運、倉庫部門を中心に豊富な経験と見識を有し、収益力の向上、業務効率の改善に取り組んでおります。これまでの幅広い経験を実践的な視点から活かし、さらなる事業基盤の強化を図るべく、取締役候補者いたしました。</p>			
5	 <p>い し や ま と も な お 石 山 知 直 (1959年 2 月 28 日 生)</p>	4,020株	1982年 4 月 当 社 入 社 2010年 4 月 当 社 監 査 部 長 2011年 4 月 当 社 経 理 部 長 2014年 4 月 当 社 執 行 役 員 2015年 6 月 当 社 取 締 役 執 行 役 員 2017年 4 月 当 社 取 締 役 常 務 執 行 役 員 ( 現 在 ) 2020年 4 月 当 社 A E O 統 括 室、経 営 企 画 部、業 務 管 理 室、 経 理 部、関 係 会 社 管 理 室 担 当 ( 現 在 )
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            長年にわたり経理・財務部門に携わり、豊富な経験を有し、コンプライアンスの推進にも努めております。これまでの経験と財務、会計に関する知見を活かし、さらなる内部統制、リスク管理の強化を図るべく、取締役候補者いたしました。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	 とりお せいじ 鳥尾 省治 (1954年7月4日生)	5,300株	1978年4月 当社入社 2006年4月 香港日新社長 2009年4月 当社中国事業部長 2012年6月 当社執行役員 2015年4月 当社常務執行役員 2015年4月 当社関西支社長（現在） 2017年6月 当社取締役常務執行役員（現在）
			<b>【取締役候補者とした理由】</b> 国内外で国際物流業務に携わり、中国における子会社マネジメントや豊富な実務経験を有しております。これら経験を活かし、現在は関西支社長として関西地区の営業拡大に努めており、さらなる強化を図るべく、取締役候補者いたしました。
7	 なかごめ としよし 中込 利嘉 (1956年11月5日生)	9,820株	1982年4月 当社入社 2008年4月 米国日新COO 2011年4月 当社営業推進部長 2012年6月 当社執行役員 2014年6月 当社取締役執行役員 2019年4月 当社取締役常務執行役員（現在） 2020年4月 当社海外本部担当（現在）
			<b>【取締役候補者とした理由】</b> 長年にわたる海外勤務と海外子会社マネジメントに関する幅広い経験を有しており、当社グローバルネットワークの整備・拡充にも努めております。これまでの海外事業を中心とした経験を活かし、経営のグローバル化を図るべく、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	 <p>ふじもと すずむ 藤本 進 (1948年12月5日生)</p>	800株	1972年4月 大蔵省入省 1992年6月 アジア開発銀行理事 1998年6月 横浜税関長 2007年6月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)取締役 2008年4月 三井住友海上火災保険(株)取締役常務執行役員 2014年4月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)取締役副社長執行役員 2014年4月 三井住友海上火災保険(株)副社長執行役員 2016年4月 (株)インターリスク総研取締役会長 2018年10月 当社顧問 2019年4月 (株)東海東京調査センター取締役会長(現在) 2019年6月 当社取締役(現在)
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b>            長年にわたる行政官および企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。独立した立場から、これら経験と見識に基づいた有意義な意見を取締役会において適宜述べられており、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 筒井雅洋氏は2019年6月より、横浜航空貨物ターミナル(株)の代表取締役を務めております。横浜航空貨物ターミナル(株)と当社との間には、航空貨物上屋業務等の取引があり、その支払額は年額39百万円となっております。
3. 藤本進氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は藤本進氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 藤本進氏は現在当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 藤本進氏は2016年6月まで、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)の取締役を務めておりました。MS&ADインシュアランスグループと当社との間には、海上保険等の取引がありますが、その取引額は1億円未満であり、僅少であります。
6. 藤本進氏は2019年6月まで当社顧問を務めておりましたが、当社・当社子会社の業務執行を行ったことはなく、同氏の有する経験・見識に基づく経営への助言をいただくことを目的としたものであります。
7. 藤本進氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当社は、本総会において、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役(社外取締役を除く。)8名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額33百万円を支給いたしたいと存じます。  
 なお、各氏に対する具体的な金額、時期、方法等については、取締役会にご一願いたしと存じます。

以上

## ＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用出来ない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月23日(火曜日)の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスク(次頁)へお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

#### (1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.(1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
  - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） ・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）
---

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## 株主通信（ご参考）

### ■ 摩耶西冷蔵倉庫 営業開始

当社は、神戸市灘区摩耶埠頭に摩耶西冷蔵倉庫を建設し、本年2月から営業を開始しました。

当倉庫は、需要が高まる冷凍スペースの増強を目的として建設され、よりスピーディーな作業が可能な自動ラックを導入しております。

隣接する既存の摩耶冷蔵倉庫・摩耶埠頭倉庫とともに一体的利用をすることで、全温度帯（冷凍・冷蔵・定温・常温）対応の物流センターとして世界に繋がる食品物流を強力にサポートいたします。



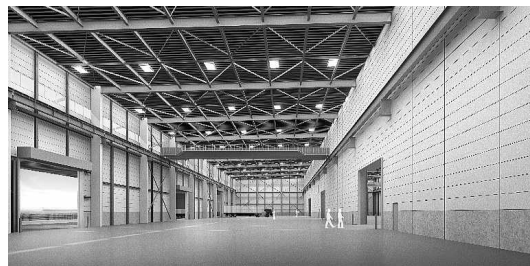
#### ・倉庫概要

名称：摩耶西冷蔵倉庫  
施設内容：冷凍自動ラック倉庫  
収容能力：13,800冷蔵トン  
棚数：5,040パレット

### ■ 本牧Aロジスティクスセンター（仮称）建設を決定

当社は、横浜市中区本牧埠頭に梱包工場を併設する荷捌き上屋の建設を決定しました。（2020年4月7日着工、2021年7月稼働予定）

当社は、この施設を「京浜地区における輸出事業の中核拠点」として位置づけ、高品質な物流サービスを提供してまいります。



#### ・倉庫概要

名称：本牧Aロジスティクスセンター（仮称）  
施設内容：平屋建 梱包工場を併設する荷捌き上屋  
敷地面積：14,974.21㎡  
延床面積：10,085㎡  
主な設備：天井クレーン（40t（20t+20t）×2基、  
20t×1基、10t×1基）

〈× ㄇ 欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

〈メ モ 欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

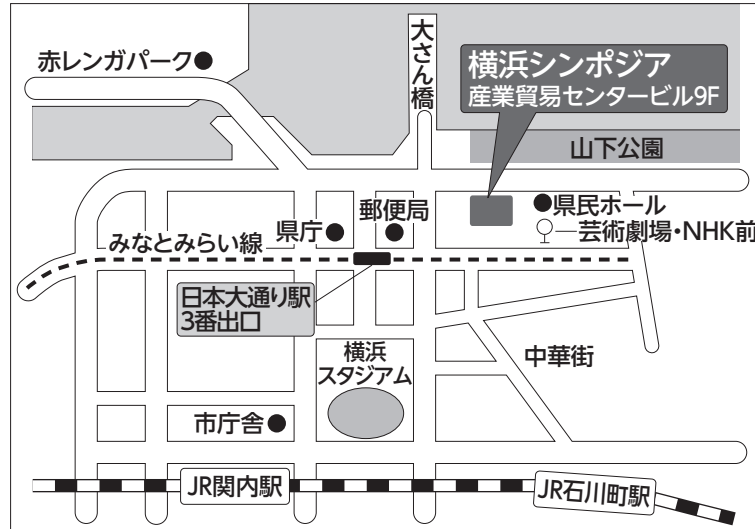
---

---

---

---

## 株主総会会場ご案内図



産業貿易センタービル 9階 横浜シンポジア  
横浜市中区山下町2番地  
電話 横浜 (045) 671-7151

- 日本大通り駅 (みなとみらい線)  
3番出口徒歩5分
- 横浜駅 (JR、市営地下鉄、東急東横線、みなとみらい線、京浜急行線、相鉄線)  
市営バス：8/58系統 約15分 芸術劇場・NHK前下車徒歩3分  
みなとみらい線：日本大通り駅まで6分 下車徒歩5分
- 桜木町駅 (JR、市営地下鉄)  
・市営バス：8/20/58系統 約10分 芸術劇場・NHK前下車徒歩3分  
・市営バス：26系統 約10分 大棧橋下車徒歩1分
- 関内駅 (JR、市営地下鉄)  
徒歩15分 タクシー5分
- 石川町駅 (JR)  
徒歩15分 タクシー5分

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。